

《論文》

尾張における武士の成立

—国家的暴力と在地社会—

梅村 旬平

はじめに —問題の所在—

本稿は、地方武士の成立をめぐる地域的偏差に着目し、武士発生史における尾張の位置付けの解明を目的とする。

このような問題設定は、今なお通説として武士論を牽引する職能論の限界を克服する課題意識に基づいている。したがって、初めに、武士の成立に関する研究史を概括的に振り返り、本稿の意図するところを明確にし⁽¹⁾ておきたい。

武士は二つの側面をもつとされる。一つは、土地に根差し、人間と自然との闘いを通して切り開いた開発所領を基盤とする在地領主である。この一面は、社会の下部構造に焦点が当てられた戦後初期中世史研究において通説的な武士認識であった。すなわち、農業生産力の発展にもなつて農村から自然発生的に叢生し、古代専制国家の打倒による中世封建制を切り開く変革の主体として歴史的に位置付けられた⁽²⁾。

こうした領主制論は、とくに初期段階の一九五〇年代において、武士（＝在地領主）を實力の乏しい農民の輿望を担う英雄として理解していた。しかし、一九六〇年代になると、荘園領主と在地領主の間のみならず、在地

領主と農民間の矛盾にも注目され、領主制論は修正を経つつ深化していった⁽³⁾。その一方で、一九七〇年代には、このような領主制の克服を念頭に置いた武士の二つ目の側面が見出された。

それが職能論であり、武士を中世社会の上部構造に組み込んで理解した⁽⁴⁾場合の一面が提起された。すなわち、武士とは、相伝の家業としての武芸をもつて朝廷や権門に奉仕し、彼らの爪牙となつて被支配者民衆と対立した職業戦士（兵）でもあった⁽⁴⁾。こうした職能論の特徴を、ここでは大きく二つ取り上げ、問題の所在を示したい。

第一に、職業戦士は朝廷や国衙による公認を前提とすることである。初期の研究段階では、国衙による地方有力者の組織化が体系的に明らかになった。具体的には、有事に際しての軍役奉仕はともかく、平時における国司館への結番や国司主催の大狩への参仕、国鎮守社への神役奉仕などを代々務め、国衙が管理する「譜代図」に記録された家系が、地方における兵の家として成立したのである⁽⁵⁾。

このような理解は、当然ながら中央を舞台としても応用可能であった。とりわけ天慶の乱を画期として、平貞盛・源経基・藤原秀郷ら勲功者の子孫が中央における兵の家―中央軍事貴族―を形成し、官職によらない公的な軍事動員の対象とされた⁽⁶⁾。また、中央軍事貴族の展開過程も、十一世紀

の受領貴族的側面の濃厚な兵家貴族から、都の軍事的緊張が高まる十二世紀において、武者的側面を強めた京武者へと具体的に跡付けられた。⁽⁷⁾ さらに、こうした武士の武芸や武具といった諸要素が中央に由来することから、中央における兵の家こそ武士の起源であると明確に主張され、⁽⁸⁾ 武士発生史の通説的理解となっている。

以上、明らかなように、職能論的な武士発生史は公権力との関係が重要であるため、研究視角や議論における中央の求心力が高くなる。したがって、地方武士の成立に関しては、未だ国衙軍制研究の類型的な枠組みにとどまり、各国または各地域がもつ特有の歴史的背景に即した個別具体的な議論を展開できていない。

こうした問題意識から、地方武士の成立を論じてみたいのだが、その際に職能論の第二の特徴が重要な研究視角となる。つまり、彼ら職業戦士が朝廷や権門の意思の暴力的執行者であり、在地の利害と鋭く対立し得たことである。⁽⁹⁾ とりわけ畿内近国においては、十二世紀を画期として、京武者による武力基盤拡大を目的とした在地「侵略」が現地の秩序を変化させたと指摘されている。⁽¹⁰⁾

在地侵略者としての軍事貴族―以下、「侵略者軍事貴族」―に在地社会はどのように対応したのか。この点、従来研究ではあまり追究されていないが、一つに、中央志向の旧古代豪族が中央軍事貴族などの新興勢力と系譜的に「融合」し、中世的転身を遂げたという理解がある。⁽¹¹⁾ また、古代史研究の側からも、古代豪族―主に郡司層―の中世にかけての行方という題目で同様の結論が得られている。すなわち、地域差に留意すれば、東国では「武者的受領」に郎等として緩やかに組織され、西国では在庁官人を経て相撲人として武士化すると考えられている。⁽¹²⁾

しかし、在地社会がもち得た選択肢は、必ずしも新興勢力との融合だけであった筈がない。そこに少なからぬ対立や矛盾もあったとも考えられないただろうか。したがって、本稿では、武士の起源である軍事貴族の在地侵略を歴史的背景に、従来研究において充分な歴史的展開をもって論じられなかった在地社会の抵抗や反発の具体相に着目し、そこから叢生する新たな武士像を提示する。

そこで、本稿の対象地域は尾張である。その理由は、前記のように、侵略者軍事貴族の事例が顕著な畿内近国または「東海」⁽¹³⁾ に属しているからである。また、従来の武士発生史における主要な対象が、中央や辺境の武士に偏向して、尾張のような謂わば中間地域のそれが真正面から論じられて来なかったことも問題であろう。なお、紙数の都合から、以下の本論では代表的な一事例に限定して論じたことを断っておきたい。

第一章 尾張における侵略者軍事貴族 ―伊勢平氏を中心に―

本章では、尾張における侵略者軍事貴族の実態をみていく。その際、以下で取り上げる諸史料は、すでに『愛知県史』で概説され、軍事貴族の暴力的側面が的確に論じられている。⁽¹⁴⁾ だが、暴力を受けた在地社会については、主に被害者として言及され、皮相的な理解にとどまっている。この問題点は第二章で展開する。ここでは、その基礎作業として、これらの史料を再整理し、本稿の独自概念である「侵略者軍事貴族」の性格を定義することを目的とする。

そこで事例を検出していくと、尾張では、まず十世紀末葉から十一世紀前葉にかけての伊勢平氏の進出が目立つ。

【史料1】『左経記』治安元年（一〇二二）六月三日条（愛知県史 資料編7

古代2 149号、以下『県史』〇〇号とする）

三日丁未、晴、右衛門尉宣明来向、語次云々、檢非違使等、於伊勢捕致経郎等、勘問先々所犯之處、申云、依内匠允公親仰、先年於一条与堀川之橋上、殺害滝口信乃介止云人、又去年依致経仰、殺害東宮史生安行兼、又為殺害東宮亮維（惟）憲朝臣、三箇夜雖伺求、依無其便、不遂歸去了、是害（宮）下部等、依高亮仰、依切致経宅所為云々、其由慥問経奏聞了云々、又越向尾張在所、尋捕之間、従類并致経宅等、皆以焼亡了、是壞却郡庁、新所作云々、古老等申云、不善事已如此云々、在其所之致（経脱カ）従者、依申京上之由、隨身其男京上、依彼申（詞カ）、向維佐朝臣宅所責仰也云々、

とりわけ注目されるのが、平致経の活動である。彼もまた、将門追討の勲功者・平公雅の子孫として坂東から都へ進出し、伊勢や尾張を拠点とした中央軍事貴族であった。【史料1】は、この致経の都鄙をまたぐ動向を窺わせる史料である。⁽¹⁶⁾

彼は弟の公親と共に、従者を遣わして都で殺人未遂事件を犯し、檢非違使の追捕を受ける羽目になった。そこで、伊勢に下向した檢非違使は致経の郎等を捕え、尋問によって事件の詳細が明るみに出た。さらに伊勢から致経の「尾張在所」に向かったが、「従類并に致経宅等」が焼亡してしまつた。殺人犯の穢とも関連した、檢非違使による住宅検断⁽¹⁷⁾であろう。そして、檢非違使は尾張においても彼の従者を捕えて帰京している。

本稿では、後半部の「尾張在所」と「古老」の発言に注目したい。まず前者について、致経が既存の郡庁を取り潰し、それをもって自らの宅を形

成したことに、侵略者としての特徴が色濃く表れている。ただし、十世紀以降の譜代郡司氏族は、九世紀後半の郡司忌避風潮を契機とした複雑な制度的変遷を経て、国衙や中央官衙にも進出し、郡司の地位に固執しなくなつたと言われている⁽¹⁸⁾。したがって、郡庁の衰退もこうした流れで理解されると、先程の指摘は過大評価になりかねない。

この是非については、第二章で、具体的な「尾張在所」の所在郡と郡司氏族を特定する中でも検討を加える。ここでは、続けて記録された古老の発言を分析したい。すなわち、古老は致経の行為に対し、「善しからざる事已に此くの如し」と評しているのだ。この発言は、極めて端的で、なお且つ致経を取り締まる側の記録に見えるため、在地の声として扱うことに慎重な意見もある⁽¹⁹⁾。そうすると「是れ郡庁を壊却し、新たに作る所と云々」の部分も致経の悪行を誇張した伝聞と思われ、怪しくなる。

ただし、檢非違使が、尾張より致経の従者を召し上げ、その証言に基づいて捜査を継続していることから、致経の「尾張在所」までを疑うことはできない。この点をまずは確認しておきたい。

致経の従者については、十二世紀初頭の『今昔物語集』に興味深い説話が収録されている。簡潔にまとめると、三井寺の明尊僧正のために、致経が京中で数多の従者を率いて護衛したという話である⁽²⁰⁾。説話文学の性格上、多分に脚色も含まれているだろう。しかし、この説話の主人公に致経が選ばれた事実こそ彼の威勢の高さを証明しており、実際、評判になる程の従者を中央で召し抱えていたと考えて良い。

当然ながら、「尾張在所」においても、致経主従の都鄙往還の中で、多数の「従類并致経宅等」が構えられていた。そのためには、郡庁級の比較的大規模な既存施設が再利用されたとしても不思議ではない⁽²¹⁾。したがって、

致経による郡庁破却は十分に有り得る話である。

また、一般的に、当該期に郡司の地位低下による郡庁の衰退が進行していたとはいえ、郡司でもない致経が自由に破却する正当な権利など無いはずである。郡司も、必ずしも郡司の地位に拘らなかつたとしても、致経による一方的な郡庁破却が、在地の伝統的支配者としての地位や名望を毀損し、郡司に付随する種々の権利を喪失させたことは確実であろう。郡司層のみならず、致経の進出により、既得権や生活基盤を脅かされた在地諸階層が、記録に残らないだけで広汎に存在した筈である。それ故にこそ、古老は「善しからざる事」と致経の行為を評価したのである。事実、致経と尾張の在地諸階層が結合または「融合」したとする史料は、管見の限りでは見出されない。

したがって、【史料1】における古老の発言に記録者の作為を想定する必要はないと考える。このことを傍証するため、次に侵略者軍事貴族・平致経と在地社会との関係性を示す【史料2】を分析したい。

【史料2】『小右記』長元四年（一〇三二）九月十九日条（県史 7-25号）

十九日甲子、頭弁伝^レ仰云、正輔乍^レ触^レ国司（伊勢、筆者註）、「不^レ聞^レ返事^二、進^二向合戦^一之間、民烟多以焼亡、致経・正輔兵共中^レ矢死去、亦致経雖^レ称^レ在^二尾張国^一、不^レ可^レ避^二申遮路防留謀^一、又致経申状云、正輔・正度相共所^レ為者、（中略）正輔送^二国司^一之書状云、致経兵卅余人、尔後正輔申文云、二百余人、事似^二相違^一、

内容は、伊勢国進出をめぐって対立関係にあった公雅流と維衡流との武力衝突である。父祖の代より続く致経と正輔・正度父子の抗争は、坂東における平忠常の乱の最中に勃発した。維衡流の平正輔は、乱の渦中の安房守に補任されて下向する予定であったが、尾張の致経に「遮路防留」され

て果たせなかつたという。⁽²²⁾

この史料の注目点は、第一に、軍事貴族の私戦が在地社会を顧みずに展開されたことである。史料性性格から、伊勢国司や中央貴族の私戦に対する批判意識が記述を誇大にした可能性も否定できない。ただし、在地住人の大多数は、軍事貴族間の私怨や野望などとは無関係であろうし、被害者意識を持っていたと考えて相違ない。

また、第二に、致経が尾張を拠点に、正輔の妨害を目的として兵を動員したことである。後半部の正輔が伊勢国司に報告した兵数は、主張が安定しないこともあって、明らかに潤色を加えられている。ただし、尾張に巣くう致経が率いた兵に在地住人が含まれ、そのうち戦場で落命した者も居たであろうことは強調して良い。なぜなら、致経は、十年前に「宅」を焼失し、尾張における権益を損失したにも関わらず、引き続き同地に勢力を張り、因縁の正輔との私戦を可能にするまでの兵力を保持しているからである。致経の兵の供給源として、やはり在所を構えた尾張こそ適地であるが、どのように在地住人を動員していたのだろうか。

そこで参考になるのが、摂津源氏・源明国の事例である。殺人を犯して佐渡国へ流された明国は、大治三年（一一二八）、佐渡国司に訴えられている。すなわち、「先年流人源明国貶謫以後、吏務煩を多くす。課役の民を駆仕し、偏に奴婢僕従と為す。公領の田を耕作し、調庸租税を弁へず。

（中略）近来国司、彼の武威を憚り、委趣を上奏せず。麻署口を箝む。県邑目を以てす。」という有様である。⁽²⁴⁾無論、国司の発言には、被害国側の誇張も含まれているだろう。しかし、逆説的だが、こうした訴訟が為されたこと自体、源明国による国務妨害の具体相として、在地住人の「奴婢僕従」の如き「駆仕」を実態的に受け止める余地は大いにある。

また、配流という特殊事情も考慮せねばなるまい。しかし、「武威」を背景とした暴力的支配は、前代に比して武人的側面を強めた十二世紀の軍事貴族―京武者―の性格として相応しい。⁽²⁵⁾ 明国の事例は、軍事貴族による在地支配の一端―持ち前の武力に任せた在地支配―を具体的に明らかにしている。

致経の事例は、明国より遡って十一世紀の事例である。だが、彼は【史料1・2】に明らかのように、私怨に基づき、中央では殺人未遂事件を起こしたのみならず、在地では住人の生活基盤を破壊することをも厭わない性格を持ち合わせていた。このことを踏まえると、致経も尾張の在地住人を恰も「奴婢僕従」のように「駈仕」し、私戦において強制動員していたと考えて不足はなからう。

尾張での致経について、史料制約から、これ以上は具体的に追うことができない。しかし、尾張に侵出した伊勢平氏は、十二世紀になって一層の暴力的性格を強めて在地に展開している。

【史料3】長治三年（一一〇六）二月七日付け「平盛正解」（東寺百合文書

里函）『県史』7-599

平盛正解 申請 東寺政所 恩裁事

請_レ被_レ殊任_二 先例_一、給_レ御下文_一、如_レ本札_中返寺領畠地等_上、故醜

翻法務長者御時、入_二寺領公驗_一、莚打里田畠等、称_レ相_二博故太政大

臣家領櫛江御庄田畠_一寺領押領不安愁状

副進、相博文案一枚、

右、謹檢_二旧記_一、件莚打里卅六町之田畠、併所_レ入_二寺領_一也、況在家等以同前、而何令_二相博_一哉、縦相博有_レ実者、本寺得_二其賛田畠_一、可_レ被_二領知_一也、然而件処令_レ領_二知庄領_一之内、亦寺領押_二領莚打里_一併之

条如何哉、但舎兄故師衡存生俗別当之時、多度寺中、件田畠所_二惣領_一也、然則任_二先例_一被_レ補_二任件職_一、且給_二御下_一〔知脱〕_一、如_レ本可_レ致_二其沙汰_一、兼又蔑_二尔御寺威_一、募_二他勢家威猛_一、致_レ荒_二幣田畠_一、於_二住人_一者、永追_二却他所_一、迄_二于_二本寺所勘_一随_二住人_上者、加訓承_一歟、望請 恩裁、任_二先例_一、給_二御下文_一、可_二件畠地寺領_一、在家卅余家、同可_レ檢_二注之_一、仍注_二事状_一、以解、

長治三年二月七日

平「盛正」

平盛正は、その名から判断して伊勢平氏とされ、中央に出仕して善子内親王や源顕房との関係を持ち、東宮坊帯刀や宮内丞を歴任していたことが明らかとなっている。⁽²⁶⁾ いずれは中央軍事貴族に連なるステータスを持ち得た盛正だが、【史料3】では、東寺末寺多度神宮寺領田畠の「惣領」を要求している。

具体的に、彼は、同寺領の海西郡大成庄内の莚打里田畠が、故藤原信長領の櫛江庄田畠と交換されたと主張する住人らに押領された、と東寺政所に訴えた。そして、舎兄・平師衡が多度の俗別当として寺領田畠を惣領した過去を根拠に、自身も俗別当になって寺領経営を任されたのなら、寺家に反発する住人を抑え込み、寺領を全うすることを申し出ている。

この史料の注目点は、伊勢平氏の盛正が、中央の権門寺社の東寺と結合し、在地住人の主張を暴力的にねじ伏せていることである。すなわち、盛正は、「寺家の権威を蔑ろにし、寺領を他の権門勢家に寄せ、田畠を荒廃させるような住人は、永く他所へ追放する、または東寺の支配に従うまで訓承を加えてやろうか」と強権的に言い放っている。「訓承」の具体的な内容まで記されないが、彼も武士平氏の出身とされるから、過酷な強制力が伴ったであろうことは相違ない。

また、盛正は在家四十家の検注を申し出ている。寺家に対しては、反発的な住人らの行動を抑制させる名目であろう。一方、在家検注は、彼をして在地住人の生活の深奥にまで侵出させ、源明国の事例で見たような強制動員をも可能にした。こうして住人らは、侵略者軍事貴族・平盛正に直接把握され、その暴力的支配下に置かれた。中央の権門貴族のお墨付きを得た職業戦士に、未だ抵抗できる歴史的段階ではなかったのである。

同様のことは、同時期の大成庄に関する【史料4】からも窺える。

【史料4】嘉承元年（一一〇六）八月十四日付け「堀河天皇宣旨案」（東寺文書射函）『県史』7-604

（前略）而間大法師仁与并飛鳥部為利、旁構謀計雖致妨、依宣旨「延曆寺不致其沙汰之間、今相語前伊豆守国房朝臣、以仁与私下文、称延曆寺下文、以去七日隨身数多軍（兵脱）、発向彼庄、刈取庄田十余町、加之押取住人等私財物、即以郎等平行仲為庄司、乍守宣旨状、偏令執行庄務之条、愁之中愁、何事加（如カ）之哉、就中件末寺是恒例灌頂御時饗所勤仕也、而依国房朝臣妨、殆可欠怠、（後略）

東寺の訴えによれば、末寺・多度神宮寺領の大成庄は、長治元年（一一〇四）十一月頃より延曆寺の押領に遭っていた。そこで、延曆寺を相手に訴訟したところ、一年後の長治二年十一月に元のごとく多度神宮寺領とすべき宣旨が下され、延曆寺の使者は同庄から退去したという（前略部）。

しかし、延曆寺僧・仁与は、この決定に満足せず、美濃に拠点を置く軍事貴族・源国房を語らい、大成庄に乱入させた。国房率いる軍勢は、いわゆる刈田狼藉や住人私財物の押取だけでなく、おそらく前庄司の追却または殺害による郎等の庄司化を強行した。

この事件は、【史料3】から僅か半年後のことであった。東寺所司は、翌年十二月にも、続けて仁与と国房等を朝廷に訴えたが、その際「寺家氏人盛正進らす所の解状」を副進している。それによれば、【史料4】の後、朝廷は仁与と国房等を尋問したが、彼等はそれに応せず、さらに「庄々住人等、多く以て殺害」したという⁽²⁷⁾。

美濃源氏・国房は、美濃における木曾川水系を掌握し、尾張へ勢力を拡大していたとされる⁽²⁸⁾。そうなると、盛正ら伊勢平氏との衝突は必至であり、事件の背後には、東寺と延曆寺の訴訟を借りた、源平合戦が本質的に存在したと考えられる。

こうした在地における軍事貴族相互の抗争に、住人らの生活基盤や生命が脅かされる構造は、一世紀前の平致経と同正輔・正度間の私戦と共通している。すなわち、致経・盛正・国房ら軍事貴族は、中央権門との私的結合により、在地の暴力的支配を正当化していたのである⁽²⁹⁾。こうした武士の一側面を在地に立脚して理解するなら、まさに侵略者と呼ぶに相応しい。また、本稿では、この侵略者軍事貴族の性格を、政治権力を握る中央権門と癒着していた実態から「国家的暴力」と定義し、武士発生史における原初的な武士の基本的性格として位置付ける。

以上、伊勢平氏を起点に、先学に依拠しつつ、十一〜十二世紀の尾張における侵略者軍事貴族の実態を復原してきた。それだけでなく、当該期の尾張地域史研究では、在地勢力の新旧交替が様々に指摘されている⁽³¹⁾。これらの事例も、従来の融合的側面に加え、侵略―被侵略の構図から再考されるべきと考えている。

それでは、在地社会は侵略者の被害者で在り続けたのか。否、彼らは暴力に屈せず、果敢に立ち向かったのである。そのことを証明するため、次

章では、平致経一族の侵略を受けた郡司に検討視角を移し、在地社会の中世的展開の一端を跡付けたい。

第二章 自衛領主の誕生 —海部郡司尾張氏の中世的転身—

平致経は、尾張の何処に在所を構えたのか。従来研究では、本拠地の伊勢国桑名に近い、海東・海西郡と考えられている。⁽³²⁾

妥当な見解であろう。康和五年（一一〇三）二月、平季政なる者が海東郡富田庄の下司職に任命されており（『朝野群載』巻第七撰録家・『県史』7-570）、十二世紀初頭には同郡に展開した伊勢平氏を確認できる。⁽³³⁾ また、致経子孫の致俊は、伊勢平氏の系図史料として代表的な『尊卑分脈』所収「平氏系図」や「桓武平氏諸流系図」⁽³⁴⁾の尻付に、「門真」と見える。

「門真人道」致俊について、先学では十分に追究されていないが、海部に勢力を張る伊勢平氏の存在を考慮すると、降つて応永五年（一三八九）八月晦日付け「病者加持秘事奥書」（『真福寺文書五合』・『県史』9-738）に見える海西郡の門真庄に注目される。門真庄は、承久二年（一二二〇）十一月二十九日付け「西園寺公経家相博状案」（『大徳寺文書』・『県史』8-165）に葉栗郡松枝庄の東限に接して現れる。年代の隔たりこそあるものの、中世以降も尾張に特徴的な諸郡散在田畠から構成される荘園構造を踏まえるなら、⁽³⁵⁾門真庄の田畠も葉栗・海西両郡に散在していたと考えて良い。

そのうち、致経の本拠地である伊勢桑名との距離や、海部郡の伊勢平氏存在から、致俊が海西郡門真庄を本拠地とした蓋然性は極めて高い。なお、門真庄の成立事情は不明だが、建久二年（一一九一）十月日付け「長講堂課役注文」に「上門真庄」として初見する（『島田文書』・『県史』8-57）。

そこには「御厩舎人装束一具、野間内海相共に勤仕す」と見え、知多郡野間内海庄との一体性を窺える。

野間内海庄については、保延六年（一一四〇）八月十一日に「田畠百五十七丁五反三百歩」が鳥羽院御願・安楽寿院領として立券されたとするのが初見である（『安楽寿院文書』・『県史』7-853）。また、平治二年（一一六〇）初めには「内海荘司平忠致」が確認され（『愚管抄』巻第五・『県史』7-1060）、彼または先祖が開発所領を寄進したことで立荘されたと考えられる。同荘は、康治二年（一一四三）八月十九日に「戌亥勝示松豆□庄堺、丑寅勝示字黒山、辰巳勝示、未申示堺浦」の四至を確定された不輸不入の領域型荘園である（『安楽寿院文書』・『県史』7-864）。

庄司の忠致は、『尊卑分脈』・「桓武平氏諸流系図」ともに致経の子孫として見えるが、とりわけ前者によれば前記の致俊の子であるという。真偽の程は不明だが、門真庄と野間内海庄の開発領主は、ともに致経流平氏であり、彼らは海部郡から知多郡へ勢力を拡張していたことがわかる。或いはこのことが長講堂領の課役徴収形態に影響したのではなからうか。

こうして、致経一族は、海部郡を起点に他郡へも勢力を扶植し、在地でおそらく武威をも振りかざして開発した所領を中央権門に寄進することにより、さらに広大な領域をも囲い込んだ荘園の現地管理者として、支配を浸透させていった。⁽³⁶⁾ それでは、致経流平氏に侵略された在地社会はどのように中世へ展開していったのだろうか。以下では、この点を海部郡司のその後—致経侵略後—に着目して明らかにする。

【史料5】 応和三年（九六三）八月二十一日付け「尾張国司解」（『類聚符宣

抄』第七・『県史』6-979）

尾張国司解 申請 官裁事

請_レ被_レ以下散位正六位上尾張宿禰是種越_レ次補_中任管海部郡大領外從
八位上尾張宿禰常村死欠替_上状、

右、謹檢_三案内_一、件郡大領常村、其身死去、爰郡務繁多、従事人少、
国宰之煩、莫_レ不_レ因_レ斯、就_レ中件郡、部内広遠、輸貢多_レ數、誠雖_レ有
少領尾張惟平_一、而天性尪弱、不堪_レ貫領_一、若大領非_三其人_一、恐致_三
彫弊_一歟、今件是種、譜第正胤、奕代門地、仍頃年之間、試用擬任、
性識清廉、民庶推服、不_レ拳_三若人_一、何勵_三後輩_一、謹案_三格条_一、郡司
之選、一依_三国定_一者、重檢_三故実_一、諸国主典已上散位之輩、越_レ次一
度補_三任大領之職_一、蹤跡已存、望請_一 官裁、以_三件是種_一、越_レ次被_レ補
任大領常村死欠之替、將_レ令_レ勤_レ郡務、仍注_三事状_一、謹解、(後略)

従来研究では注目されていないが、致経の「尾張在所」が史料に現れる
約半世紀前、海部郡の譜第郡司に尾張氏を確認できる。この一族こそ致経
に壊却された郡庁の主であった。【史料5】は、大領の尾張常村が死去し
た替わりとして新たに尾張是種を大領職に補任するという内容である。

この史料では、海部郡の特徴に「部内広遠、輸貢数を多くす」と述べら
れている。前記のように、後代になって海西郡との表記も現れるなど、確
かに同郡は分割し得るほど「広遠」であった。したがって、徴収した「輸
貢」などを納める倉や、その他の郡務関連施設も、多くの従者を抱える平
致経が関心を寄せる程、大規模であったと想定される。

そのため「広遠」さ故の「郡務繁多」による負担が大きかったことは否
定できない。とはいえ「譜第正胤、奕代門地」という郡司職補任の条件に
付随する伝統的権威が、尾張氏による在地支配の重要な要素であったこと
も事実であろう。

その傍証として、尾張国丹羽郡司として郡内の領域的支配を推し進めた

良峰氏の存在が注目される。詳しくは触れないが、良峰氏は、丹羽郡司を
めぐる他氏族との抗争を通じて、摂関家・院・平氏・坂東の豪族的領主と
結合し、十二世紀には郡司職を独占するに至った。また、その過程で二宮
大縣社の大宮司職を独占し、国衙権力をも利用した丹羽郡全域支配を達成
し、さらに隣の春日部郡へも進出したとされる⁽³⁷⁾。

この丹羽郡司・良峰氏の事例は、郡司の伝統的権威と国衙権力の相互補
完的な在地支配の在り方を示し、尾張における古代郡司の中世的転身の具
体相を明らかにしている。したがって、海部郡司・尾張氏の場合も、「譜
第正胤、奕代門地」という郡司の伝統的権威と、「諸国主典已上散位」と
いう任官歴に伴う実際の権力を兼備し、「広遠」な部内を開発し、海部郡
の領域的支配を達成し得る歴史的可能性は開けていたのである。やはり、
前章で反対解釈として想定した、十世紀以降の郡司の地位低下による郡庁
の空洞化という傾向を、単純に尾張に当て嵌めることはできない。

すなわち、海部郡司・尾張氏の可能性は、十一世紀頃に進出して来た軍
事實族・平致経に踏み潰されてしまったわけである。致経は、郡庁破却に
よって尾張氏の伝統的権威を否定し、そこに自らの支配拠点の「宅」を形
成し、新たな在地支配者として君臨した。それでは、侵略者を前に、尾張
氏は屈してしまったのであろうか。

【史料6】寛元四年(一二四六)七月十八日付け「尾張俊村・俊秀連署寄
進状」(『真福寺文書六八合』・『県史』8-300)

(前略)

奉_レ寄 中嶋観音堂寺用田事

合_レ壱町伍段者

在管 海西郡一乗寺東方_{四十五坪} 七反大
四十七坪 七反小

(中略)

右件名田者、左衛門尉尾張俊村先祖相伝名田也、而觀音堂寺用田仁所奉_レ施入_レ実正也、件田者、雖_レ為_レ熱田八劍宮片屋修理料田、彼色者物数仁請_レ負之_レ、私所_レ令_レ奉_レ寄_レ寺用田_レ之状如_レ件、

寛元四年_{丙午}七月十八日

左衛門尉尾張俊村(花押)

嫡男左衛門尉尾張俊秀(花押)

その後の海部郡司・尾張氏を追うことは難しい。しかし、十三世紀中葉に、尾張氏を名乗る俊村・俊秀父子が「海西郡一乗寺東方」に先祖相伝の名田を保有していたことが知られる。【史料6】によると、この名田は「中嶋觀音堂」に寄進されたという。

中嶋觀音堂については、寛元三年十二月十八日付け「尾張俊村・俊秀連署寄進状」によると、中嶋郡尾関郷に所在し、尾張長俊・俊村・俊秀と田畠の寄進を受けた尾張氏の氏寺であったとされる(『眞福寺文書六八倉』、『原史』8₂₉₇)。このことから、従来研究では、尾張氏を『続日本紀』延暦元年(七八三)十二月二日条に見える小塞姓尾張氏の後裔として(『原史』6₃₇)、中嶋郡尾関郷が本拠地であったと考えられている⁽³⁸⁾。しかし、本当にそう言えるのか。

【史料7】 暦仁元年(一二三八)十二月日付け「尾張国国司庁宣案」(尾

張大國靈社文書)『原史』8₂₇₃)

庁宣 留守所

可_下早任_二天福 宣旨状_一、為_中当国諸社御神領田畠等_上事

右当国之法、以_三甲乙人之私領_一、寄_二進諸社_一□(之カ)日、蒙_二国宰之載_一(裁)免_一、為_二永代之神領_一、前司一与_レ之後、々司不_レ能_二反覆_一、

而先々国司目代以下、自由之免判過法之間、去天福之比、申_三下 論

旨并將軍家御使_一、令_三糺斷_一之刻、於_三国免地_一者被_レ免_二顛倒_一畢、然者彼時被_レ優免_一之地者、即為_二勅免_一、依_レ被_レ載_二綸旨_一也、所謂彼時国免之名主四人内、沙弥成蓮假名千騎名田肆拾壹町參段者、熱田宮中門・同廻廊甘間并惣社造營料田也、左衛門尉尾張俊村假名重松分、一乗寺保參拾柒町陸段大、私領・国領拾陸町肆段、神宮寺修理田不足壹町式段半、是皆熱田宮御領也、平経忠假名国重分、眞清田宮修理田式拾町也、以上為_下不入勘_一之地_上、任_三天福 宣旨_一、可_レ停_二止向後牢籠_一者也、但四人内、左衛門尉源成広假名友重、熱田宮右方屋十間料田畠拾伍町者、彼成広為_二重代在庁身_一、令_レ忽_二緒国威_一之間、顛_二倒神領之号_一、自今以後為_二国領之地_一、任_二傍例_一可_レ令_レ勤_二仕所当以下国役_一者也、於_三其跡熱田宮右方屋料田畠_一者、奉公名主引_三募自名之田畠拾伍町_一、為_二彼免内_一停_二止国衙之所役_一、不_レ可_レ懈_二怠神事_一之状、所_レ宣如_レ件、故以宣、(後略)

疑念を差し挟む余地として、【史料7】を取り上げたい。内容は、天福元年(一二三三)に勅免とされた四名主を国司が追認したものである。こうした状況が生じる要因については後述するが、ここでは、その勅免名主に「左衛門尉尾張俊村假名重松分」が含まれることに注目する。すなわち、俊村の重松名は、大部分が海西郡一乗寺保で構成され、中嶋郡内の私領を確認できない。仮に中嶋郡を本拠地としていたのなら、天福宣旨で勅免とされた中核的な私領の重松名に、中嶋郡内のものが含まれない、または海西郡の割合が圧倒的に高いというのは不自然である。

また、重松名は、元久元年(一二〇四)十二月日付け「尾張国海東中荘檢注取帳」に海東中荘を構成する名として見えている(『久我家文書』・『原史』

8-113)。なお、この検注帳によれば、同荘の大部分は、重枝名で構成され、十三世紀中葉では尾張俊氏なる人物が名主であった（醍醐寺文書一三函・「県史」8-259）。この俊氏は、重松名主・俊村と同族とされ、⁽³⁹⁾十二世紀後葉に成立した海東三箇庄の在地における立荘中心勢力であった。⁽⁴⁰⁾

さらに、尾張氏の所領は中嶋郡の西部より対岸の海西郡に分布し、本拠地も尾張川と墨俣川の間接地帯であったと指摘されている。⁽⁴¹⁾このことを踏まえると、尾張氏が八世紀から中嶋郡を本貫としていたのなら、【史料6】において、中嶋郡中央部に所在する観音堂に、わざわざ海西郡の名田を寄進する意図も理解し難い。やはり、ここで言う尾張氏は、遅くとも十二世紀には海西郡から中嶋郡へ進出し、⁽⁴²⁾十三世紀にかけて中嶋観音堂の建立と整備に際して、本拠地とする海西郡の所領を分割寄進したと考えるべきである。

以上、尾張長俊・俊村・俊秀・俊氏らは海部郡を本貫としていた。そして、同郡の尾張氏は、前記した海部郡司の尾張氏を措いて他になく、郡司から在庁官人への転身という事例の多い傾向とも合致している。⁽⁴³⁾つまり、在庁尾張氏は、海部郡司・尾張氏の後裔であった。このことを明らかにした上で、本章で真に問題とするところの、在庁尾張氏の歴史的性格に迫りたい。

そこで、【史料7】に戻って検討したい。本文冒頭部によれば、尾張国では、在地住人が私領を国鎮守社―真清田・大縣・熱田などに募り、神領として国免を受けることが通例であったという。こうした動向は、十二世紀後葉から確認できる（白描五智如来圖像紙背文書『県史』7-1092・1093（粟田家文書）8-115等）。尾張俊村も、海西郡一乗寺保を中心とする重松名を、「熱田宮御領」として寄進している。また、前記のように、重枝名や重松名を構

成要素とする海東中庄は、十二世紀に新たに形成された諸郡散在所領型の中世荘園であった。

十二世紀に始まる国鎮守社神領と新たな散在所領荘園の形成は、在庁官人を担い手とし、同時期の領域型荘園の盛行に対する国衙領の維持・再編成であったと意味付けされている。⁽⁴⁴⁾この指摘を発展的に継承し、担い手となった在庁官人の人的構成から政治史的に捉え直すと、さらに次のことを付け加えられる。

すなわち、そこに所領構造における在庁尾張氏と致経流平氏の真反対な対立構図が浮かび上がる。言い換えると、在庁尾張氏らが担う散在所領は、致経流長田氏による野間内海庄といった領域型荘園に食い込み、その国鎮守社などを背景とした強固な私領主権により、荘園制的領域支配を規制する構造になっていたのである。この事實は、前章で指摘した侵略者軍事貴族と在地社会の軋轢を踏まえると、尾張氏が海部郡司から以上の性格をもつ国衙領名主へ転身した理由を雄弁に物語っている。つまり、彼らは国衙在庁名主として侵略者軍事貴族の在地活動を間接的に規制していたのである。

また、在庁尾張氏がほぼ等しく「左衛門尉」を帯びる武士として現れることに何よりも注目される。『経俊卿記』正元元年（一二五九）五月十九日条によると、同族と思しき尾張俊方も左衛門尉として見えるが、この除目に鎌倉幕府が介入していないため、彼は御家人でなかったと考えられる。⁽⁴⁵⁾天福元年に勃発した、重枝・次郎丸両名主職をめぐる尾張俊氏と千騎名名主・成連の相論においても、後者は守護・中条家平を頼ったのに対し、前者の俊氏は朝廷権力に依拠している（醍醐寺文書一三函・「県史」8-259（1））。この相違は、やはり在庁尾張氏が平致経に抑圧された海部郡司・尾張氏を

先祖にもつことと関連するように思われる。彼らは、自らの過去を重く受け止め、武家権力と距離を置いていたのではなからうか。

ただし、反対に、朝廷権力に依存し続けたわけでもなかった。前記の通り、尾張俊村は勅免名主として私領を安堵されたが、この事實は、同時点で彼が既に在庁官人たり得なかつたことを示している。つまり、【史料7】後半部で在庁官人・源成広の私領が顛倒されているように、国衙領を管理する在庁の地位と、勅免の私領主という立場は釣り合わない。先学が指摘する通り、在庁尾張氏は、国衙領を足掛かりにしつつ、在地性の強化を志向していたと言える。⁽⁴⁶⁾

したがって、在庁尾張氏は、武家政権や朝廷といった権力から意識的に遠ざかっていたと考えられる。それでは、衛尉尉任官、つまり尾張氏の武士化は如何に説明し得るのか。もとより、このような事を語る直接的な史料は存在しないが、以上の卑見を傍証に推論を交えつつ論究したい。

在庁尾張氏は、十一世紀以降の侵略者軍事貴族を契機に誕生した。その上で重要な点は、彼らが平致経に侵略された海部郡司・尾張氏の後裔であつたという事実である。尾張氏の在庁官人への転身は、致経によって海部郡支配の伝統的権威を踏みにじられたことに起因している。⁽⁴⁷⁾そして十二世紀末頃には、尾張特有の散在型所領荘園や国鎮守社神領の担い手たる在庁名主として現れる。こうした彼らの経済基盤は、前記のように、その後の致経流平氏のそれ―中央権門との結託を背景に、国衙領名田畠をも包摂した領域型荘園―を構造的に規制する性質を有していた。このことの歴史的意味付けは、在庁官人に転身した尾張氏による約一世紀を跨いだ反撃であつたとするのが最も妥当ではないか。

なぜ一世紀も時を要したのか。在庁尾張氏は、前記の海東三箇庄の事例

から、遅くとも十二世紀後葉には上述の活動を展開していたが、明確に史料上に姿を現すのは十三世紀である。この間、日本社会は度重なる戦乱と武家政権の成立という激動の転換期を迎えていた。中でも、尾張氏にとつて重要な画期は、治承―文治年間の内乱であつたと考えられる。

治承四年（一一八〇）十月十四日条、駿河国において「長田入道」なる者が、甲斐源氏により、平家方として討たれている（『吾妻鏡』同日条・静岡県史 資料編5「三一」号）。この人物は、知多郡野間内海庄司・長田忠致と同一人物とされる。⁽⁴⁸⁾そして、忠致は「大矢ノ左衛門ムネツネガ末孫」であり、平治の乱で源義朝を謀殺し、平家政権に追従していた（『愚管抄』巻第五「県史」71060、傍点部は筆者が付与）。

つまり、在庁尾張氏は、内乱によって長田氏が滅亡して以後、その姿を明確に現すのである。長田氏の滅亡だけではない。内乱の過程で成長した源頼朝は、建久年間（一一九〇―九九）に東海道沿岸諸国の鎌倉幕府支配体制の再編強化を実行し、自身への従属度の低い軍事貴族層―甲斐源氏・美濃源氏・尾張源氏など―を排除していった。⁽⁴⁹⁾こうした十一世紀末から十二世紀にかけて尾張へ進出した侵略者軍事貴族の没落が、その抑圧下にあつた尾張氏の再躍進を助長したものでらう。

無論、鎌倉幕府の成立は、侵略者軍事貴族に代わり、幕府御家人の進出という結果をもたらした。尾張氏の本拠の海部郡においても、建久八年（一一九七）、熱田大宮司の一族である千秋信綱―または、有範―が海東郡地頭を幕府より給わつたとされる（『尊卑分脈』藤原氏熱田大宮司・『県史』8・92、〔我家文書〕・『県史』8・20）。したがって、当然ながら、尾張氏の再躍進も、単線的に達成されたわけではなく、幕府勢力との矛盾対立を最大の障壁として複雑に展開したと考えられる。この重大な問題は、他事例と併せて今後

の検討課題としたいが、差し当たって次の事実を指摘しておく。

前出の元久元年（一二〇四）十二月日付け「海東中荘検注取帳」は、本稿が対象とした尾張氏を在地の立荘推進勢力として成立した荘園である。検注取帳は条里地名毎に上から坪付け・作田数・名請人で構成され、とくに名請人は上下二段に分かれており、上段が元久二年段階の基本情報、下段がそれ以後の変動を示している。つまり、名請人は元久二年以後の或る時点で上段から下段へ移り変わったと考えられている。⁽⁵¹⁾

そのことを踏まえると、鎌倉初期の上段では「地頭名」は皆無と言って良いが、下段にかけて急増している点に注目される。この事實は、十三世紀にかけての中荘における幕府支配の漸次的浸透を意味している。言い換えるなら、成立段階の幕府は中庄へ強力に進出していなかった。千秋有範が「海東地頭」となつてから検注取帳の作成までおよそ七年、この間に地頭支配の形跡が見られないのは不自然である。

この間の事情を雄弁に物語る史料は存在しないが、検注取帳が伝える実態こそ、まさしく地頭に対する尾張氏ら在地勢力の抵抗という一つの歴史的可能性を示していまいか。いずれにせよ、尾張氏は、侵略者軍事貴族の没落を経て、新たに幕府勢力と対峙せねばならなくなった。ここにも、十三世紀になって彼らが武士化する危急存亡の課題があった。

しかし、以上の諸事實は、尾張氏武士化の外的契機に過ぎない。本質的な問題は、それを踏まえた上で、史料の限界に臆さず、武士化の内的契機——衛府尉任官によって何を成し遂げようとしていたのか——を、尾張氏目の線で復原することにある。⁽⁵²⁾

前記のように、彼らは、在庁官人に固執していたわけではなく、私領主権の確立——勅免名主——が達成された段階で、その身分を容易に放棄してい

た。このことから、衛府尉の王朝武官職に対しても同様の意識であったと想定されるのである。

管見の限り、在庁尾張氏は鎌倉幕府を介して任官しておらず、幕府御家人化を志向していなかった。また、衛府尉として朝廷や権門に軍事的に奉仕した記録も確認されないため、在庁尾張氏が王朝に忠実な職業戦士であったとも考え難い。したがって、彼らは、在庁官人への転身が私領形成とその勅免化に結実したように、何らかの自己目的のために衛府尉の地位を利用したと考えられる。

抑も、この時期の衛府尉とは如何なる性質をもつ官職であったのか。中世的身分秩序が成立する十一世紀末、この官職は、諸司の判官と同様に六位程度の侍層が任官する官職であった。こうした侍層のうち、とりわけ武芸に親しむ職業戦士は、主に滝口や院武者所への出仕を経た「労」によつて、この官職にありつけた。⁽⁵³⁾

一方、十二世紀になると、国家財政上の経費調達方法として、十世紀後半以来の「国宛」の機能が低下し、一般の公事用途調達にも「成功」が用いられるようになった。これにより、売官が盛行し、とりわけ馬允・衛府尉などの武職の需要が大きかったという。⁽⁵⁴⁾ 中央政府も、定員を増加する対策を講じたものの、任官者は止まることを知らず、衛府尉の概念も「侍身分上層の別称と化し、より具体的には武士の名誉と身分の標識」へと変化していったとされる。⁽⁵⁵⁾

十三世紀においても、成功制は、中世国家の主要財源であり続けた。しかし、任官希望者を募集できなかった場合、官職の価格が公定額よりも大幅に下落する現象なども見られ、安定してはいなかった。とはいえ、中央政府も、同世紀中葉にかけて鎌倉幕府に交渉をもちかけ、公武協調による

制度的維持を図った。⁽⁵⁶⁾そして、この頃より、在庁尾張氏の活動が明確に確認されるのである。

したがって、在庁尾張氏は、在京活動を示す確実な史料が確認されないことも併せて、売官によって衛府尉を獲得したと考えられる。しかし、なぜ旧海部郡司出身の彼らが、「武士の名譽と身分の標識」である衛府尉に任官し、職業戦士と同列化したのか。全体的に武官の人氣が高かったとはいえ、各人が特定の官職を希望する背景事情は、個別具体的に追究されるべきである。この点、中世武士と王朝官職秩序をめぐる従来研究の課題であるように思う。⁽⁵⁷⁾このような問題意識からも、尾張氏が衛府尉任官によって武士化した目的を、その特有の歴史的背景に則して復原することに意味があると考える。

すなわち、その目的とは、侵略者軍事貴族の暴力的領域支配に抵抗しつつ、その中で形成した新たな基盤―国衙領名田畠・国鎮守社神領―を、侵略から自衛することであった。そのように考えてこそ、この尾張氏が、軍事貴族の衰退を経た十三世紀に再生し、なお且つ朝幕権力から意識的に距離を保っていた理由を明瞭に解せよう。彼らは、国家的暴力―侵略者軍事貴族と中央権門の結合による権力体―を目の当たりにし、本質的には反権力的姿勢をとり続けていたのである。

したがって、職業戦士と同様に衛府尉を帯びることから、尾張氏にも暴力性を想定することは理論的にも史料的にも困難である。むしろ職業戦士が競望する武官職に就任し、王朝国家体制内で公的に同様な地位を得ることこそ尾張氏にとっての意味があり、武官に備わる形式的ないし觀念的武力保持が自衛のための武装を正当化し得る。⁽⁵⁸⁾ここに、尾張氏が、体制的身分秩序内では職業戦士と同列でありながら、在地で培われた反権力的領

主展開の延長上で武装や武力行使をオーソライズされた異質の武士として注目されるべき所以がある。⁽⁵⁹⁾

こうして、尾張においても在地社会の中から真に武士が叢生する。それを、本稿では「自衛領主」と名付けておきたい。自衛領主は、侵略者軍事貴族との闘争の中で展開し、十三世紀におけるその没落の上に成立した異次元の暴力組織―鎌倉幕府―と向き合わねばならなかった。

以上をまとめると、尾張における武士の成立は、侵略者軍事貴族の国家的暴力に対する、在地社会の抵抗と自衛の歴史の所産でもあったというわけである。僅か一例に過ぎないが、このような歴史的事情をもって生まれた武士は、従来研究において見落とされていたのだ。

むすびにかえて

以上、推測を重ねた箇所もあり、紙数の都合から事例も一つに限定したとはいえ、尾張の武士発生史を論じ切れた。もとより、このテーマは史料的制約も大きく、論者の大胆な構想力が不可欠となる。そのことを了解した上で、本稿は、史料の根拠に立脚するだけでなく、反対解釈の成立余地の吟味を通して導き出された合理的推測をも交えて、思い切った論を展開したつもりである。

本稿の執筆意図は、武士発生史の視座が地方から中央へ移転した現状において、とりわけ「東海」や「畿内近国」と概括される中間地域の武士論に対する不満に基づいている。

すなわち、第一に、比較的明瞭な記述をもつ系図史料を活用した軍事貴族と在地勢力の融合論である。そこで指摘される婚姻関係または改氏姓に

よる両者の結合を否定するつもりは全くない。しかし、本稿で述べた致経流平氏と在庁尾張氏の関係を考えてみたとき、こうした論調ではどうしても理解できなかった。そこで、発想を逆転させて武士の職業戦士としての暴力性に着目するに至った。但し、こうした側面を強調することに生産性がないことも事実である。⁽⁶⁰⁾ その点、本稿では、彼らの暴力に屈せず、中世的転身を遂げた前向きな武士像を見出し得た。

また、第二に、当該地域の武士が論じられるに際して、十二世紀に進出する軍事貴族―具体的には、美濃・尾張源氏や伊勢平氏、棟梁級武士の源義朝―が主役に設定されることである。⁽⁶¹⁾ しかし、本稿は、このような既存の武士の進出ではなく、在地の個別事情から叢生する武士を重視し、より尾張に密着した武士発生史を論じた。その際、従来の武士発生史の基調であった武士身分認定の主体や方法ではなく、武士発生上の具体的契機に留意し、とりわけ軍事貴族の武的基盤拡大に伴う当該地域の「侵略」に注目した先学の指摘を、具体的な武士発生史のレヴェルに発展させることを意識した。

その結果、尾張を対象に、通説では武士の起源とされる軍事貴族―謂わば、原初武士―の中央政治権力と結合した暴力的支配に対する在地社会の抵抗と防衛から、新たな武士―自衛領主―が叢生するという二段階の武士発生史を提示できた。こうした理解は、古代専制国家による奴隷制的支配からの解放を求め、草深い農村から生まれた武士―在地領主―が立ち向かうという、かつての領主制的理解と類似している。⁽⁶²⁾ その点、本稿では、その後、在地領主と被支配者民衆の矛盾も視野に入れた修正点も踏まえ、武士発生史から領主制論に堂々と向き合ったつもりである。侵略者軍事貴族に対する自衛領主に新たな領主制の萌芽を見出し得ないだろうか。

但し、職能論か在地領主論か、二者択一的に考えてはいない。繰り返すが、本稿で「武士」化の基準として重視した衛府尉任官は、幕府御家人や在庁官人の地位から超然とした尾張氏にとって、国家権力と癒着した侵略者軍事貴族―原初武士、職業戦士―とはまるで異なり、むしろ彼らとの闘争の過程で発展させた領主的基盤の自衛正当化のための手段に過ぎなかったのである。したがって、領主論的理解を重視しつつ、職能論をも批判的に組み込んだ両者の統合説という位置付けが正しい。

尾張氏は、国家的暴力から受けた痛みを忘れることなく、その過去を背負い、古代郡司から在庁官人、そして武士へ中世的転身を遂げた。証明は難しいが、人間感情の精緻な復原を試みるなら、⁽⁶³⁾ 彼らの武士化の内的原動力は、怒りや憎悪であったと想像される。

(1) 二十世紀までの研究状況については、元木泰雄「武士論研究の現状と課題」『日本史研究』四二二号（日本史研究会、一九九七年）を参照されたい。

(2) 石母田正「石母田正著作集 第六巻 古代末期の政治過程及び政治形態」（岩波書店、一九八九年、初版・一九五〇年）。

(3) 大山喬平『日本中世農村史の研究』（岩波書店、一九七八年）など。

(4) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」・「初期中世武士の職能と諸役」同『初期中世社会史の研究』第二部第六・七章（東京大学出版会、一九九一年、初出・一九七〇・八六年）。

(5) 石井進「中世成立期の軍制」同『鎌倉武士の実像 合戦と暮らしのおきて』（平凡社、二〇〇二年に所収、初出・一九六九年）。

(6) 福田豊彦「王朝軍事機構と内乱」『岩波講座日本歴史4 古代4』（岩波書店、一九七六年に所収。のち、同『中世成立期の軍制と内乱』（吉川弘文館、一九九五年）に所収）。

(7) 元木泰雄『武士の成立』（吉川弘文館、一九九四年）。

(8) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)。

(9) 戸田芳実「国衙武士と平民百姓」同「国衙軍制の形成過程」三の2(前註(4)参照)。

(10) 元木泰雄「畿内・西国の武士」同『武士の成立』第六の二(前註(7)参照)。

(11) 青山幹哉「平安末期の在地勢力」『新修名古屋市史 第二巻』第二章第一節(新修名古屋市史編纂委員会、一九九八年)。

(12) 森公章「古代豪族と武士の誕生」(吉川弘文館、二〇一三年)、同『武者から武士へ 兵乱が生んだ新社会集団』(吉川弘文館、二〇一三年)。

(13) 近年、活発に議論される「東海の中世史」においても、主に十二世紀における東国を見据えた京武者の東海進出に、東国と中央を繋ぐ交通の要衝としての当該地域の独自要素が求められている(生駒孝臣「院政期の源氏・平氏と東海武士団」同「編」『中世東海の黎明と鎌倉幕府』第一章(吉川弘文館、二〇一四年))。

(14) 『愛知県史 通史編1 原始・古代』第九章第二節、『愛知県史 通史編2 中世1』第二章第一節(愛知県史編さん委員会、二〇一六・一八年)。

(15) 天慶の乱にて、興世王を殺害した平公雅(良兼の子)は、その恩賞で安房守に任じられたとされている(川尻秋生『平将門の乱』(吉川弘文館、二〇〇七年)一七〇頁)。

(16) この事件の詳細については、高橋昌明『清盛以前 伊勢平氏の興隆』(平凡社、一九八四年)二二〜三二頁を参照。

(17) 勝保鎮夫「家を焼く」網野善彦・石井進・笠松宏至・同「編」『中世の罪と罰』(東京大学出版会、一九八三年に所収)。

(18) 森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」同『古代郡司制度の研究』第三部第一章(吉川弘文館、二〇〇〇年、初出：一九九八・九九年)。

(19) 『愛知県史 通史編1 原始古代』第九章第二節、六一六頁(前註(14)参照)。

(20) 『今昔物語集』巻第二十三第十四「左衛門尉平致経、明尊僧正を導きし語」。引用は新日本古典文学大系。

(21) 尾張の事例ではないが、やはり「上野国交替使実録帳」が参考になる。竹内理三「郡衙の構造―上野国交替使実録帳について―」『史淵』第五〇号(九州大学史学会、一九五一年)。のち『竹内理三著作集 第四巻 律令制と貴族』

(角川書店、二〇〇〇年)に所収。

(22) 野口実『板東武士団と鎌倉』(戎光祥出版、二〇一三年)五九〜六七頁。

(23) 領主の「宅」を中心としたイエ支配権の実態については、石井進「中世武士団」(講談社学術文庫、二〇一一年、初版：一九七四年)を参照されたい。

(24) 大治三年(一一二八)八月二十八日付け「佐渡守藤原親賢申状」『朝野群載』巻第十一 廷尉に所収。引用は国史大系。

(25) 元木泰雄「摂津源氏一門―軍事貴族の性格と展開―」『史林』第六七巻第六号(史学研究会、一九八四年)。

(26) 高橋昌明『清盛以前 伊勢平氏の興隆』五八〜五九頁(前註(16)参照)。この解状についても、その歴史的な背景事情と併せて高橋氏によって詳しく分析されており、本稿も大いに参照した。

(27) 嘉承二年十二月二十八日付け「堀河天皇宣旨案」『平安遺文』一六八一号。

(28) 伊藤瑠美「11〜12世紀における武士の存在形態(上)―清和源氏重宗流を題材に―」『古代文化』Vol.56、二〇〇四年。

(29) 致経については、長和二年(一一一三)に伊勢国益田庄を藤原頼通に寄進しており、少なくとも、この頃には頼通と結び付いていたと考えて良からう(宝治二年十一月日「某注進状」『三重県史 資料編古代(上)』二二二号)。

(30) 本稿における中世国家像や、その下での武士の位置付けに関しては、黒田俊雄氏の見解に依拠するところが多い。すなわち、国家の本質を、被支配者民衆に対する「軍事・暴力装置の大系」として捉え、院政期から始まる日本の中世国家では、そうした国家的軍事警察権を武士が分掌するというものである(黒田俊雄『黒田俊雄著作集 第一巻 権門体制論』法蔵館、一九九四年。このうち第一部「権門体制の提起と展開」を参照)。本稿は氏の指摘の個別地域における応用とも言える。

ただ、黒田説における武士の位置付けは、その後の武士発生史が明確にしてきた原初的な職業戦士を対象にしているように思われる。しかし、本稿では、こうした権門体制に適合的な職業戦士の暴力的性格への反発から、新たな武士が生まれた事実を明らかにし、彼らの反国家的性格を重視する。

(31) 例えば、尾北の丹羽郡司をめぐる諸氏族の興亡(上村喜久子「尾張「良峰」氏考―系図による実像再構成の試み―」同『尾張の莊園・国衙領と熱田社』第

一部第二章〔岩田書院、二〇一二年、初出：一九九六年〕や、熱田大宮司をめぐる尾張氏から藤原氏への勢力交替（藤本元啓「藤原姓熱田大宮司家の成立と平治の乱」同『中世熱田社の構造と展開』第一章「続群書類従完成会、二〇〇三年、初出：一九九一年」、上村喜久子「院政の展開と熱田社」『新修名古屋市史 第一巻』〔新修名古屋市史編纂委員会、一九九七年〕）なども再検討する余地があると考えている。今後の課題としたい。

(32) 松島周一・青山幹哉「院政期の尾張・三河の動向」『愛知県史 通史編2 中世1』第二章第一節（愛知県史編纂委員会、二〇一八年）。青山幹哉「平安末期の在地勢力」（前註〔11〕参照）。

(33) 網野善彦「尾張国の荘園公領と地頭御家人」御家人制研究会「編」『御家人制の研究』（吉川弘文館、一九八一年に所収）一二―一三頁。

(34) 『中条町史 資料編第一巻考古・古代・中世』（中条町史編さん委員会、一九八二年）に所収。本系図は十三世紀初頭までに成立していた桓武平氏諸流の系図に、相模から越後に移住した三浦和田氏の系譜が書き加えられていったものとされ、他史料に見られない史実を伝え、史料的价值が高く評価されている。詳しくは、野口実「古代末期の武士の家系に関する二つの史料―永承二年二月二十一日付け「藤氏長者宣」と中条家文書「桓武平氏諸流系図」」同『増補改訂 中世東国武士団の研究』第一部第四章（戎光祥出版、二〇二一年、初出：一九八四年）を参照されたい。

(35) 上村喜久子「尾張国における荘園制―荘園制的領域支配と散在型所領―」同『尾張の荘園・国衙領と熱田社』第一部第一章（二〇一二年、前註〔31〕参照）。

(36) 立荘において、四至内に国衙領や他所領をも包摂し、在地領主が寄進した所領の面積を大幅に超える領域が形成されたことは、高橋一樹「中世荘園の立荘と王家・摂関家」元木泰雄「編」『日本の時代史7 院政の展開と内乱』第III章（吉川弘文館、二〇〇二年）などを参照。

(37) 上村喜久子「尾張「良峰」氏考―系図による実像再構成の試み―」（前註〔31〕参照）。

(38) 新井喜久夫「国郡里制と郷里制」『新編一宮市史 本文編上』第二章第二節（一宮市、一九七七年）、中山雅麗「編」『市史編さんこぼれ話（一宮広報から）』No.805（一宮市、一九九七年）。

(39) 上村喜久子「尾張氏と尾塞氏」『新編一宮市史 本文編上』第六章第二節、三三三頁。

(40) 海東三箇庄は、後白河院御願・蓮華王院を本家とする王家領荘園であり、領家は平頼盛であった（『県史』8-5）。頼盛が尾張守を務めた平治元年（一一五九）十二月二十七日（応保三年（一一六三）正月二十四日）の間に立荘されたと考えられる。

なお、同庄は、上・中・下に分かれ、記録に残る地名から現在の甚目寺町・大治町―上庄―から稲沢市南部・美和町―中庄―に田島が散在していたという―下庄は不明―。庄名からしても、おそらく海東郡全域に展開していたのだろう。さすれば、庄域において海東郡富田庄との接点も想定できる。論証は難しいが、上庄に見える「宿」は萱津宿を指す可能性も指摘されており（稲葉伸道「尾張国の荘園公領制と在地勢力」『新修稲沢市史 本文編上』第二章〔新修稲沢市史編纂会事務局、一九九〇年〕二四四頁）、十四世紀前葉の「尾張国富田庄絵図」にも萱津宿が描かれている（『県史』8-図版1）。

海東三箇庄は、他領と如何なる関係のもとで立荘されたのか。確実に言えることは、伊勢平氏の基盤でもあった富田庄の近傍に、十二世紀になって新たに在庁尾張氏の名田島が分布していたということである。本文で述べた、両者の歴史的な関係性を踏まえると、とても穏やかな状況とは言えないだろう。

(41) 中嶋芳「尾張国在庁官人 中嶋氏をめぐる研究」（私家版、一九七四年）一五四―一五七頁。中嶋氏も指摘されるように、この尾張氏の所領は、観音堂所在中嶋郡中央部よりも、海西郡にかけて多く確認される。

(42) 康治二年（一一四三）七月十六日付け「醍醐寺領尾張国安食庄檢注帳案」（『県史』7-863）には、「散位尾張宿祢」を確認でき、俊村らと同祖かは不明だが、少なくともこの時期までに在庁尾張氏の成立を想定できるかもしれない。

(43) 森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」二八八―二九一頁（前註〔18〕参照）。なお、尾張氏が在庁であったことは、仁治二年（一一四一）五月日付け「尾張国国司庁宣案」において、尾張俊氏の重枝・次郎丸両名主職が国衙によって安堵されていることから明らかであろう（『県史』8-259）、上村喜久子「尾張国における荘園制―荘園制的領域支配と散在型所領―」（前註〔35〕参照）四三頁。

(44) 上村喜久子「尾張国における荘園制―荘園制的領域支配と散在型所領―」(前註(35)参照)、前註(40)も併せて参照。

(45) 稲葉伸道「在地勢力と国衙領・荘園」『新修稲沢市史 本文編上』第二章の三(前註(40)参照)二四九頁。

(46) 上村喜久子「尾張国における荘園制―荘園制的領域支配と散在型所領―」(前註(35)参照)四五頁。ただし、ここで上村氏は、在庁尾張氏が中嶋郡から海部郡へ新たな開発を求めて進出したと指摘された点、逆のコースを主張する本稿とは立場を異にする。

(47) 管見の限りでは、致経の侵略以降、海部郡司としての尾張氏を史料的に跡付けることはできない。

(48) 渡邊浩貴「源義朝権力の地域基盤と武士拠点―義朝ガノ郎等」鎌田正清と東海地域の場合―『国立歴史民俗博物館研究報告』第二四五号(国立歴史民俗博物館、二〇二四年)。

(49) 勅使河原拓也「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成―頼朝上洛に着目して―」『年報中世史研究』第四二号(中世史研究会編集委員会、二〇一七年)。

(50) 美濃源氏の侵略者軍事貴族としての性格は、本稿第一章で触れた。その他、とくに尾張源氏については、さしあたり次の史料に注目したい。それは、承久の乱における杭瀬川の攻防戦に関する慈光寺本『承久記』の記事である(『県史』8(180))。

乱も終盤、幕府方に濃尾国境の木曾川を越えられ、敗色濃厚となった京方の尾張源氏・山田重忠は、東海東山両道境の杭瀬川で防衛戦を仕掛けた。幕府方の児玉党が押し寄せる中、重忠は自軍を十番に分け、一番の「諸輪左近将監」に突撃を命じた。しかし、左近将監は、戦わずして「懸様ニテ小金山ヘゾ落」てしまった。

左近将監について、従来研究ではほとんど注目されてこなかった。その名字とする諸輪は、古代・中世では愛智郡に属し、尾張源氏・山田氏の本拠とされる山田庄に含まれ、猿投窯の中心地帯であったという(諸輪の歴史編さん委員会『諸輪の歴史』第一章(東郷町大字諸輪区、一九七五年)、林英夫「監」『愛知県の地名 日本歴史地名大系23』(平凡社、一九八一年)六八―六九頁)。詳

細は不明だが、尾張源氏・山田氏は諸輪氏を支配し、当地の窯業生産を掌握していたのであろう。

ただ、乱において、左近将監が逃亡した事実は、山田氏への従属度の弱さを示す。このことから、山田氏による郎等化が、多分に侵略的―強制的―であったと考えられないだろうか。物語ゆえに、史実性を疑問視しなくなるが、山田重忠を英雄的に描く『承久記』(青山幹哉「東と西の戦い」『新修名古屋市史 第二巻』第二章第二節)においては特異な記事であり、史実の一端が盛り込まれた可能性が高い。

(51) 上村喜久子「尾張国における荘園制―荘園制的領域支配と散在型所領―」(前註(35)参照)三七―三八頁。

(52) 武士に関して、その社会経済生活の外側だけでなく、文献に限定されない多彩な史料から内面(心情や認識)まで復原を試みた代表的研究として、入間田宣夫『中世武士団の自己認識』(三弥井書店、一九九八年)を参照されたい。

(53) 中原俊章「鎌倉御家人の官位」『歴史公論』第一〇巻第一〇号(雄山閣、一九八四年)。

(54) 上島享「成功制の展開―地下官人の成功を中心に―」『史林』第七五号(史学研究会、一九九二年)。

(55) 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」『日本歴史』第五七七号(日本歴史学会、一九九六年)三〇―三二頁。

(56) 上杉和彦「鎌倉幕府と官職制度―成功制を中心に―」『史学雑誌』第九九号(史学会、一九九〇年)、のち同『日本中世法体系成立史論』(校倉書房、一九九六年)に所収。

(57) 上杉和彦氏は、鎌倉幕府の「御家人一人一人にとって官職がどのような意味を持っていたか」について、「官職それ自体が個々の御家人の勢力の大小を大まかに示すものであること、(中略)鎌倉殿と御家人の間の主従関係を成立させる媒介物であったという点は、前提としておさえておきたい」と簡潔に指摘された(同「鎌倉幕府と官職制度―成功制を中心に―」(前註(56)参照)三四頁)。任官の時期に応じた背景事情等も併せて、複眼的に御家人と官職秩序の関係を復原することにより、氏の見解は一層深められよう。

(58) 武士が、実質ではなく、王朝官職に対して懐く憧憬とも言うべきイメージに

着目した議論として、青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（前註(55)参照）がある。尾張氏の場合、明確な職務遂行を裏付ける史料を確認できず、むしろ国衙在庁職を放棄した姿勢から、当該期の衛府尉の実態―職務内容―はどうしても良かった筈である。彼らにとつては、別次元の現実的課題―侵略からの自衛―を達成するため、武官のもつ武力保持のイメージがありさえすれば事足りたのではなからうか。

(59) 衛府尉任官＝武士化という図式に疑問をもたれるかもしれない。職能論においても譜代性や実際の戦闘行為―武力行使―を「武士」の主要条件とするため、厳密には武官とは区別されている（高橋昌明「武士論の現在と『今昔物語集』―「兵の家」を中心に―」『説話文学研究』第五八号〈説話文学会、二〇二三年〉など）。

しかし、中世前期において両者は互換性をもって王朝守護を担い、職業戦士が武官に就いたことは言うを俟たない。また、尾張氏の場合、俊氏・俊秀父子ともに衛府尉に任官しており（【史料6】）、継承性を看取できる。そして、本文で指摘した通り、その衛府尉任官の契機が侵略者軍事貴族による国家的暴力に存したと証明された以上、必然的に自衛目的の武装ないし武力行使が想定されるのである。したがって、尾張氏も、職業戦士―侵略者軍事貴族―と志向性は全く異なるが、武士としての条件を備えていたと考える。

(60) 夙に、石井進『中世武士団』（前註(23)参照）は、在地に根差して自然と人と格闘しながら所領を切り開く、武士の領主的側面から「中世武士団のよき一面」を見出そうとされた（四二九頁）。

(61) 近年の生駒孝臣「院政期の源氏・平氏と東海武士団」（前註(13)参照）も、外部から東海に進出・留住した京武者を主役として、在地武士団との関わりが論じられるという構成になっている。

(62) 石母田正『中世的世界の形成』（岩波文庫、一九八五年、初版：一九四六年）、同『石母田正著作集 第六巻 古代末期の政治過程及び政治形態』（前註(2)参照）。

(63) 網野善彦『中世荘園の様相』（岩波文庫、二〇二三年、初版：一九六六年）では、若狭国太良庄に住む百姓の視点に立脚し、それぞれの歴史的局面における、彼らの「怒り」「恐れ」「期待」「不安」といった感情の機微をも捉えてい

る。こうした一九七〇～八零年代における社会史研究の努力は、無味乾燥な叙述も散見される歴史学の現状では忘却されてしまいか。

（愛知県立大学）